

## 荒尾干潟ワイズユース基本計画（概要版）

～宝の海を守り育て、いのち集う荒尾干潟を未来へ～



写真：荒尾海岸と渡り鳥の飛翔風景  
出典）荒尾市ホームページ

# 荒尾干潟について

荒尾干潟は、熊本県荒尾市と玉名郡長洲町の一部に面し、有明海の中央部東側に位置する、南北約9km、東西最大幅約3km、面積約1,650haと単一干潟としては国内有数の広さを誇る干潟です。



図：荒尾干潟の位置



写真：荒尾干潟と漁業  
出典) 荒尾市ホームページ

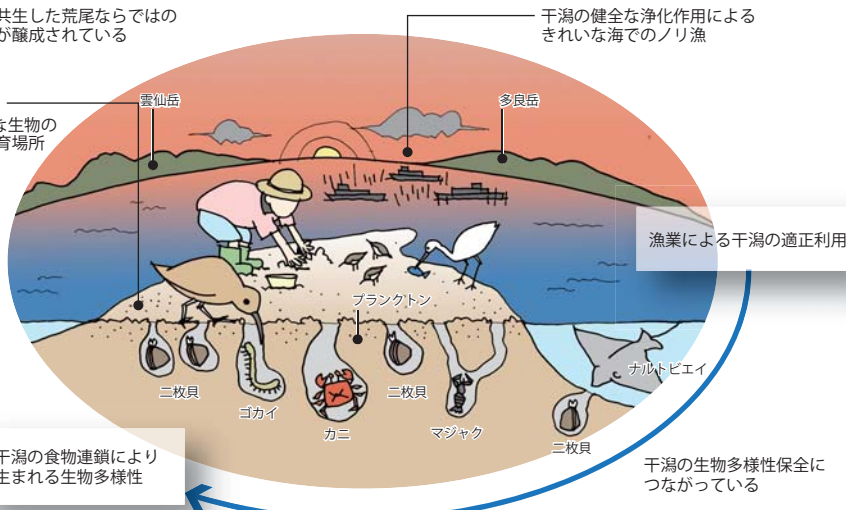
全国の干潟が、様々な開発事業の対象となり減少していく中、この荒尾干潟は、ゴカイ類、貝類、小型の甲殻類や多くの渡り鳥など多種多様な生き物が暮らす貴重な干潟となっています。これらの多種多様な生物資源を背景に、古くからノリの養殖やアサリ漁等が営まれてきており、荒尾干潟は人々にとっても恵みの干潟と言えます。

荒尾干潟は、全国の干潟の中でも有数のシギ・チドリ類の飛来地であることから、2012年6月には国指定鳥獣保護区及び同特別保護地区に指定されるとともに、同年7月には国際的に重要な湿地として『ラムサール条約湿地』に登録されました。また、2013年6月には、シギ・チドリ類の重要な生息地であるとして、『東アジア・オーストラリア地域渡り性水鳥重要生息地ネットワーク』に参加しました。

自然と人が共生した荒尾ならではの文化的景観が醸成されている

干潟の健全な浄化作用によるきれいな海でのノリ漁

干潟の機能  
・多種多様な生物の生息、生育場所  
・水質浄化



シロチドリ (荒尾市の鳥)



ハマシギ



クロツラヘラサギ (絶滅危惧種)

図：荒尾干潟のめぐみ

写真出典) 荒尾干潟保全・賢明利活用協議会 (2013) : 荒尾干潟～渡り鳥のオアシス～, p. 5-6  
写真提供) 日本野鳥の会熊本県支部、西村誠

## □『国指定鳥獣保護区』とは…

国際的または全国的な見地から鳥獣の保護のために重要な区域を、国 (環境大臣) が指定するもので、区域内では、狩猟が禁止されます。また、鳥獣またはその生息地の保護を図るため特に必要な区域は特別保護地区に指定され、一定の開発行為が原則禁止されます。

## □『ラムサール条約』とは…

世界的にも劣化や損失の著しい湿地生態系の保全を目的とした条約で、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」のことを指しています。

### ◇『ラムサール条約湿地』とは…

条約事務局により、ラムサール条約が定める国際的に重要な湿地の登録基準に合致していると承認された湿地です。

### ◇『ラムサール条約』と3つの柱

条約の目的である、湿地の「保全 (再生を含む)」、「ワイズユース (賢明な利用)」と、これらを支え促進する「交流・学習 (CEPA)」が、条約の基盤となる3つの考えです。そして、この3つの柱は、互いに支えあっています。

## □『東アジア・オーストラリア地域渡り性水鳥重要生息地ネットワーク』とは…

渡り鳥の主要な渡り経路のひとつである東アジア・オーストラリア地域フライウェイにおける渡り性水鳥の生息地保全を目的としたパートナーシップ「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ (EAAFP)」の下で形成されている、渡り性水鳥にとって重要な生息地のネットワークです。

# ワイズユースと仕組づくりについて

荒尾干潟の恵みを賢く使い続けていくこと（ワイズユース）によって、私たちの暮らしは豊かになり、将来の世代にも引き継ぐことができます。

## ワイズユースってどんなこと？

### ○干潟の恵みを活用する持続可能な漁業や観光業等は地域の活性化に貢献する

- ・自然環境の保全を意識したブランド力のある特産品づくりや観光地づくりは、地域活性化に貢献します。
- ・漁業という営みによる、干潟の底質への酸素供給や適正な資源管理等もワイズユースのひとつです。

### ○私たちの心を豊かにする憩いや遊び

- ・干潟の豊かな自然と美しい景観は、訪れる人々に安らぎをもたらしてくれます。
- ・干潟の保全や漁業等の地域産業に配慮しながら、バードウォッチングや潮干狩りなどの楽しみを通じて、身近な干潟をさらに良く知ることは、私たちの心を豊かにしてくれます。

### ○伝統的な知恵と技

- ・干潟の資源を枯渇させず、持続的に利用し、暮らしに役立ててきた先人の知恵や技を、今の暮らしに役立ててみることも、ワイズユースのひとつです。

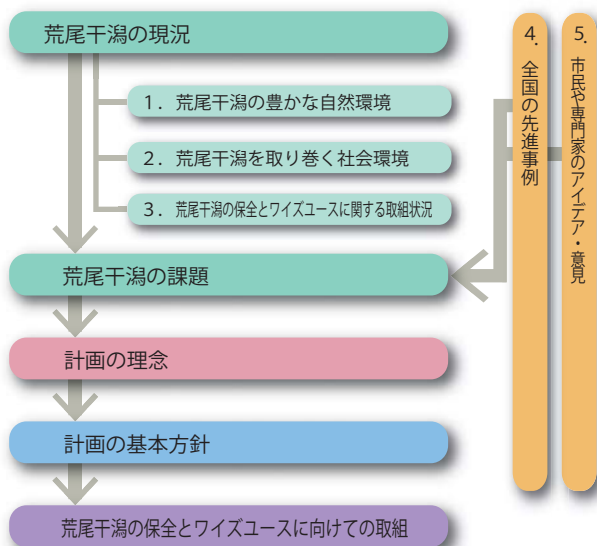
## ワイズユースを支えるために

### ○みんなで共有する計画

荒尾干潟の保全とワイズユースの推進には、荒尾干潟の働きや重要性、暮らしとのつながりについて、周辺で生活する人々に理解してもらうことが重要です。また、様々な主体が連携して、明確な目標と具体的な手段を定めた計画をつくり、それをみんなで共有しながら進めることが大切です。

### ⇒ワイズユース基本計画を作る

荒尾干潟のワイズユースのあり方を検討するため、荒尾干潟の保全と利用に関する様々な団体が集まって、意見交換する「荒尾干潟ワイズユース検討会」を開催して、ワイズユース基本計画をつくりました。



図：基本計画づくりの流れ

## 荒尾干潟の課題

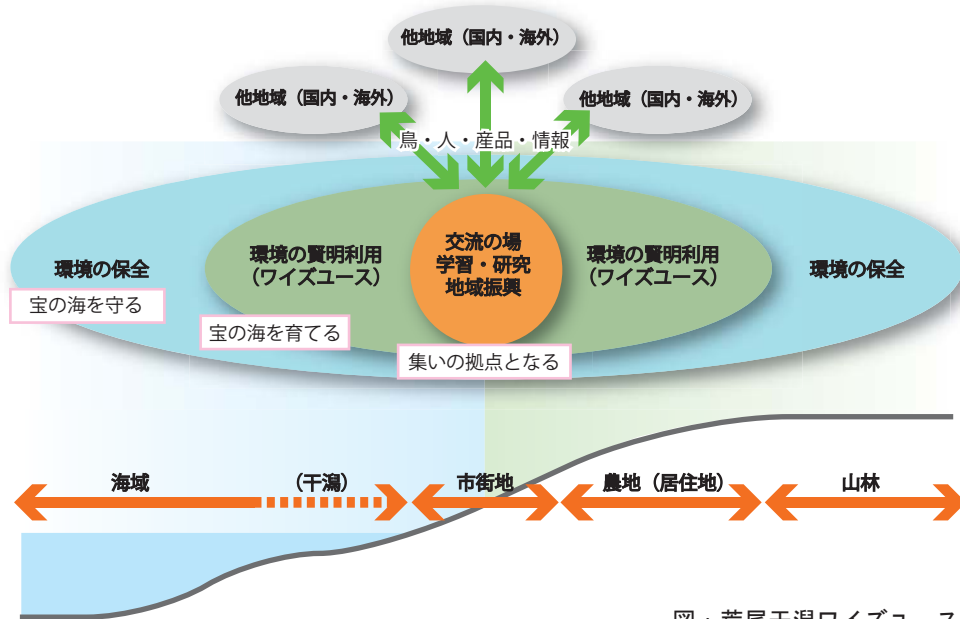
- 豊かな生物多様性を育み、世界的にも重要な干潟環境を、永続的に保全していく使命があります。
- そのために、環境の変化やその原因を把握するための基礎データの収集、蓄積、及び研究が必要です。
- 地域経済と干潟の環境保全を担ってきた漁業が培ってきた環境共生技術（底質環境改善、漁獲期間・区域・量制限等）を継承し、賢明に利用していくことが求められています。
- 高齢化や担い手不足等、漁業を含めた地域活力が低迷する中で、干潟等の環境資源を活かした、地域振興策（エコツアー開発、産品ブランド化等）の推進が必要です。
- 教育や普及啓発を通じ、荒尾干潟が地域、世界にとって貴重な自然環境であることを、次世代へ継承することが求められます。
- 漁業者だけでなく、多くの担い手、様々な主体により、干潟の保全、賢明な利用を持続する体制の整備も必要です。
- これらの課題を解決し、ワイズユースを推進する上で、活動の中核となる拠点が求められます。

# 計画の理念と基本方針

## 【計画の理念】

### 宝の海を守り育て、いのち集う荒尾干潟を未来へ

豊かな恵みをもたらす荒尾干潟を守るためには、持続可能な漁業活動を支え、様々な人々が参画することにより、環境と地域産業の健全な関係が保持される仕組に発展させることが必要です。また、荒尾干潟を中心として、荒尾地域～有明海全域～国内にその取組の輪を広げ、世界の条約湿地等に向けて、優良なワイズユースのモデルとしてその取組を発信することも期待されます。



図：荒尾干潟ワイズユース基本計画の理念

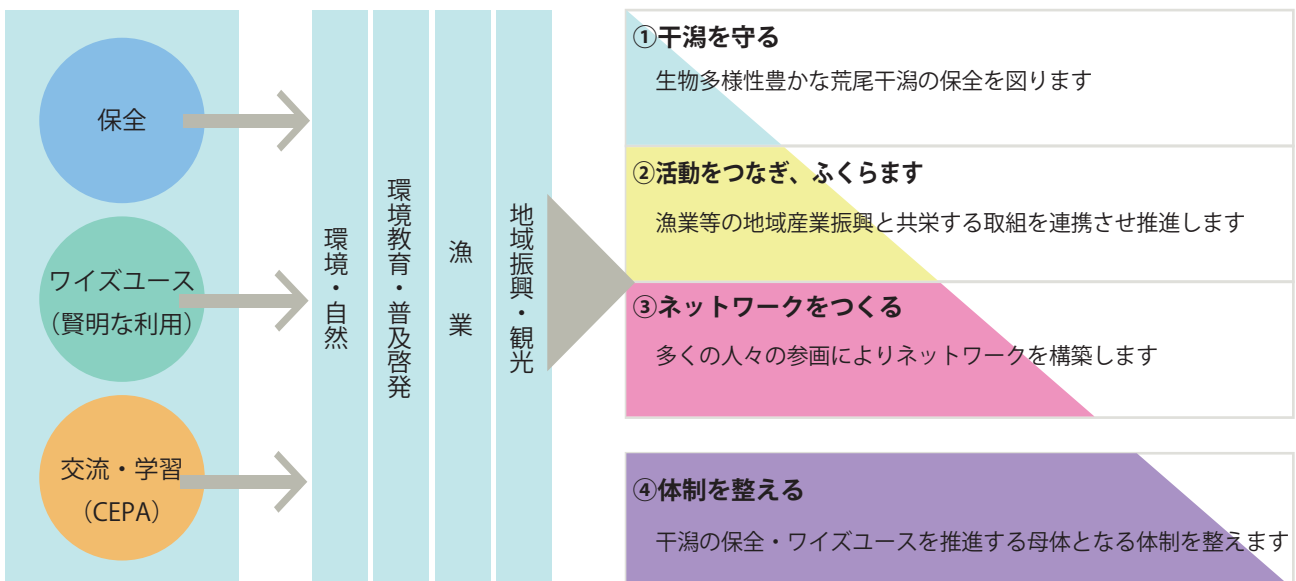
## 【計画の理念】

ワイズユース基本計画の基本理念を推進するため、ラムサール条約湿地に求められる「保全（・再生）」「ワイズユース（賢明な利用）」「交流・学習（CEPA）」の3つの視点と荒尾干潟における特性等から、今後の行動、取組につなげる4つの基本方針を設定しました。

### 【計画の視点】

### 【荒尾干潟の特性】

### 【計画の基本方針】



図：基本方針概念図

# 荒尾干潟の保全とワイズユースに向けての取組

## ①干潟を守る …生物多様性豊かな荒尾干潟の保全を図ります

### ■ 干潟環境の生物多様性保全（干潟の生態系サービスの維持向上）

#### ○ 鳥獣の保護

・ 渡り鳥等の鳥獣の保護を図るため、国指定鳥獣保護区の指定等による狩猟や開発の規制を継続

#### ○ 水質の保全

・ 生活雑排水や産業排水の適正処理に努め、干潟等海域への汚水の流出を防止

#### ○ 底生生物の保全

・ 底生生物の生息環境保全のため、必要に応じて、覆砂や耕耘等により底質を改善

#### ○ 漁業資源の保全

・ 干潟の環境を支え、地域産業の一翼を担っている漁業を持続させるため、操業規則の遵守・見直し等により、魚介類、ノリ等の漁業資源を保全

#### ○ 野鳥の生息空間の保全

・ 野鳥の採餌・休息・繁殖等、生息空間を確保するため、海中や海浜のゴミ、危険物等を除去するとともに、周辺の樹林等を管理

#### ○ 環境保全に資する環境調査・モニタリング

・ 干潟を中心に生息する様々な生物の生息状況と、それらを取り巻く環境状況（水質、水象、土壌等）を定期的に調査・把握

#### ● 伝統的漁業の記録と可視化

・ これまで培われてきた漁業による資源管理や環境保全技術を解りやすく記録し、広く一般に普及啓発

### ■ 文化的・自然的景観の保全

#### ○ ゴミの散乱防止、清掃

・ 地域の文化的・自然的景観を保全するため、海中・海浜・周辺陸域のゴミ・危険物等を除去

### ■ 文化的・自然的景観の保全

#### ○ 日常のルールづくり

・ 漁業の操業や、野鳥の生息環境への支障を防止するため、利用エリア、利用時期、マナー等に関するルールを設定

#### ○ イベント時のルールづくり

・ イベント時における、漁業資源及び野鳥の生息環境の保全のため、潮干狩り等における採取対象種・量、立入り規制等に関するルールを設定

※) ○: 現在の活動の継続・発展 ●: 新たな取組



写真：干潟の耕耘  
出典) 熊本県(2008)：熊本県アサリ資源管理マニュアルII



写真：利用マナーサイン



写真：海岸清掃

## ②活動をつなぎ、ふくらます …漁業等の地域産業振興と共栄する取組を連携させ推進します

### ■ 環境保全・普及啓発メニューの整備多様性保全（干潟の生態系サービスの維持向上）

#### ○ 自然学習プログラムの企画、インタープリテーション活動

- ・干潟の自然環境や、それを支える漁業等について理解を深めるため、様々な利用者に対応したプログラムを企画するとともに、継続的に解説・指導

#### ○ 普及・啓発イベントの企画

- ・干潟の自然環境や漁業等の大切さについて、誰もが楽しみながら学ぶことのできる探鳥会等のイベントを企画・開催

#### ○ 普及・啓発ツールの開発

- ・干潟の自然環境や漁業等を解りやすく解説するため、パンフレット、ガイドブック等の編集・発行や、学習教材を開発

### ■ 人材の育成

#### ● 体験指導員・ガイドの人材育成

- ・干潟の自然環境や漁業、荒尾市の歴史・文化等について解りやすく解説・指導することのできる人材を育成

### ■ 活動拠点等の整備

#### ● 利用拠点施設等の整備

- ・干潟で展開される各種活動（環境保全、交流・学習、地域振興、情報発信等）の拠点となる場等を整備

### ■ 漁業を中心とした地域振興

#### ○ 新たな地場産品の開発・ブランド化

- ・干潟の環境保全や地域産業を支える漁業等の活性化に資するため、ノリやアサリ、梨等の特産物の品質向上に努め、漁業と農業との連携を図りながら、新たな地場産品等の商品を開発・ブランド化（ラムサールブランド等）

### ■ 荒尾干潟を中心とした観光の振興

#### ○ 荒尾干潟周辺の地域資源との連携による観光の振興

- ・荒尾干潟における活動の多様化により、干潟の目的地化を図るとともに、周辺の地域資源（歴史・文化資源、漁業、農業等）との連携により、新たな利用者を誘致

#### ● エコツアー商品の開発

- ・干潟の自然環境の持続的な利用や、漁業の活性化に資するため、漁業活動体験を始めとする干潟周辺の農地・山林等を活用したエコツアーを企画・開催

※)○：現在の活動の継続・発展 ●：新たな取組



写真：マジック釣り大会  
出典) 荒尾市ホームページ



写真：探鳥会



写真：干潟観察会

### ③ ネットワークをつくる …多くの人々の参画によりネットワークを構築します

#### ■ 情報・人・製品のネットワークの整備

##### ● 情報のネットワーク、知見の共有

- ・インターネットや、新聞・ラジオ・テレビ等のあらゆる媒体を通じ、荒尾干潟の自然環境や漁業の情報について発信
- ・これまで培われてきた干潟の環境保全や漁業の技術について、調査・研究結果を公表するとともに、データベースの構築により共有

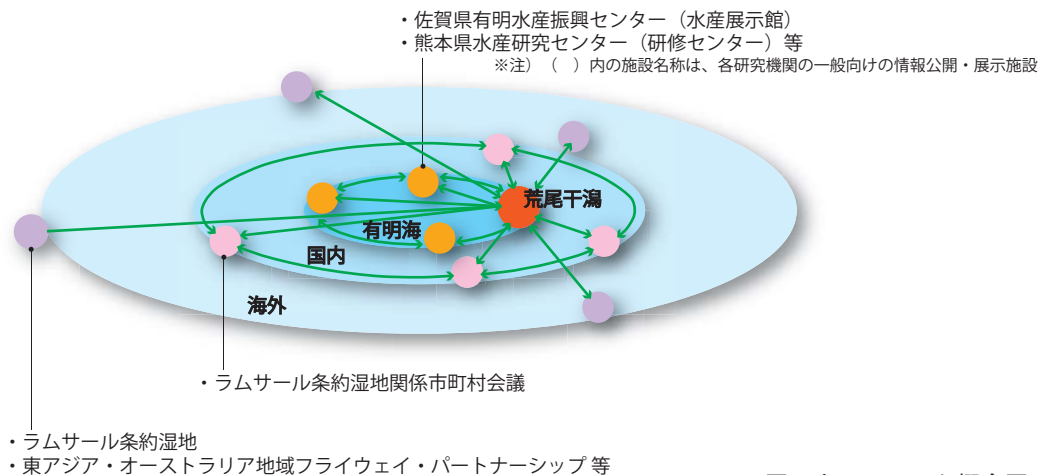
##### ○ 人のネットワーク、人材交流

- ・干潟の自然環境や漁業に関する各種イベント・会議・研修会等の開催・参加により、様々な国や地域の人々と交流

##### ● 製品のネットワーク

- ・ノリやアサリ、梨等の地場産品や、体験学習プログラム等の市場展開・普及を目指すため、新たな販路を拡大

※)○: 現在の活動の継続・発展 ●: 新たな取組



図：ネットワーク概念図



写真：荒尾干潟講座



写真：KODOMO ラムサール (交流)  
写真提供) ラムサールセンター



写真：特産品ステッカー  
出典) 荒尾市職員ブログ「荒尾市ばしっとと!」

### ④ 体制を整える …干潟の保全・ワイズユースを推進する母体となる体制を整えます

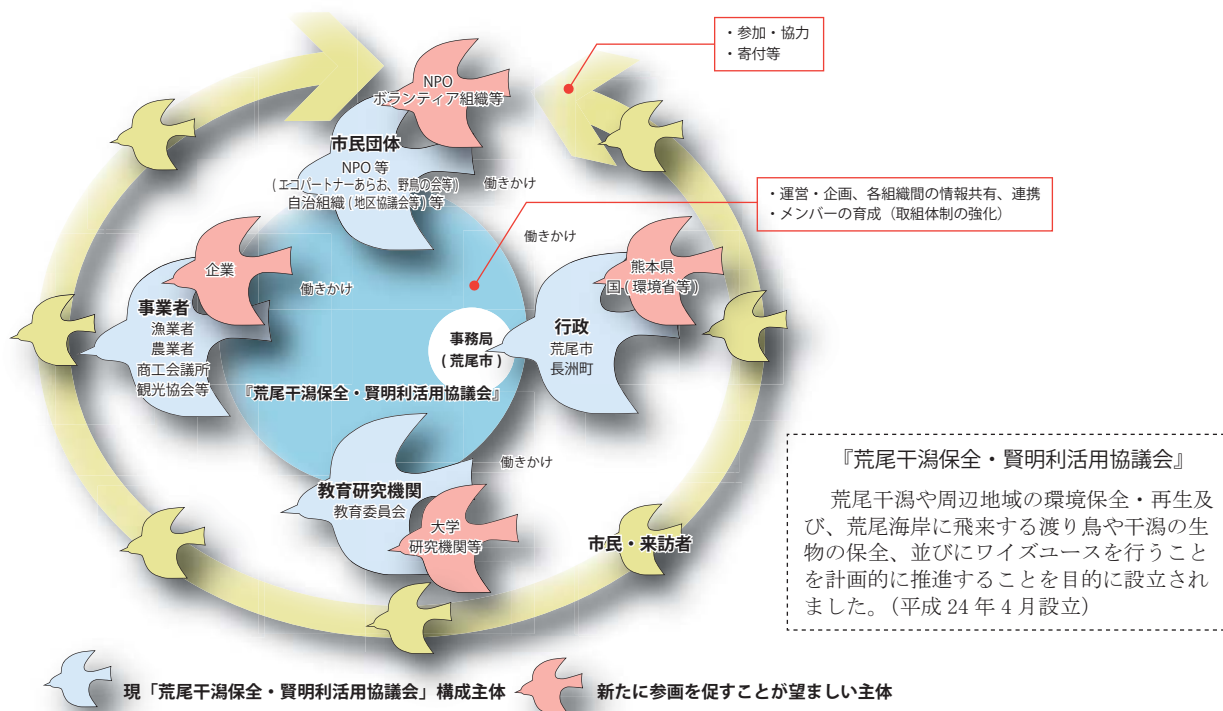
#### ■ 体制の充実

##### ● 新たな主体参画の促進

- ・「荒尾干潟保全・賢明利活用協議会」の構成団体に加え、新たな主体の参画・協働を促進

##### ○ 推進組織の充実化

- ・現「荒尾干潟保全・賢明利活用協議会」の機動性を高め、より継続的な活動の活性化のため、運営・企画、各組織間の情報共有、連携を図る



図：体制のイメージ

## ■ 体制の維持

### ● ボランティア及びリーダー等の人材育成

- 活動の推進を担う多世代にわたるボランティア、活動・体制の運営を牽引するリーダーや企画運営の中心となるプロデューサーの人材育成

### ● 活動運営資金の確保

- 体制の自立的な運営と取組の継続・発展を図るため、自主事業の実施や助成金の申請、寄付金の募集等により、活動運営資金を確保  
※自主事業の例：各種体験イベント（漁業体験、環境保全活動体験等）の実施、観察・活動ガイドブックの出版、各種商品（ラムサールブランドの農水産物、グッズ等）開発・販売

※)○：現在の活動の継続・発展 ●：新たな取組

## これから

荒尾干潟のワイズユースに向けた計画の方針、望ましい推進体制、活動拠点となる施設の必要性を『ワイズユース基本計画』としてまとめました。これからこの基本計画を実現化していくためには、市民と行政の協働により、体制を充実させながら、実際の行動を起こすための実行計画を策定するとともに、利用拠点施設の整備を行うことが必要です。

地域住民、行政、関係団体、学識者など、すべての人がそれぞれの立場で、これまでの取組を継続し、発展させながら、新たな取組を検討し、いま荒尾干潟で必要なこと、みんなで一緒にやりたいことを見つけ、地域のみんなにとって、「おもしろそうだ」「楽しそうだ」と思えるテーマや目標を考え、行動して、計画の理念である『宝の海を守り育て、いのち集う荒尾干潟を未来へ』を目指しましょう。

※「荒尾干潟ワイズユース基本計画は、有識者、民間団体、行政機関をメンバーとした荒尾干潟ワイズユース検討会を開催して策定しました」



環境省

発行：九州地方環境事務所

住所 〒862-0913 熊本県熊本市東区尾ノ上1-6-22

電話 096-214-0311 (代表)、FAX 096-214-0350、URL : <http://kyushu.env.go.jp/>